

建築確認・検査の申請手数料

1. 建築確認等手数料

①1号・2号建築確認申請手数料及び仮使用手数料(複数棟の場合は、その床面積の合計)

申請部分の床面積の合計	建築確認申請手数料	仮使用認定手数料※1
100㎡以内	29,000円	25,000円
100㎡超 200㎡以内	43,000円	34,000円
200㎡超 300㎡以内	50,000円	40,000円
300㎡超 500㎡以内	66,000円	47,000円
500㎡超 1,000㎡以内	98,000円	79,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	140,000円	113,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内	312,000円	204,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	383,000円	296,000円
10,000㎡超	692,000円	388,000円

※仮使用認定手数料は建築物の仮使用する部分の床面積とする。

②3号建築確認申請手数料及び仮使用手数料(複数棟の場合は、その床面積の合計)

申請部分の床面積の合計	建築確認申請手数料	仮使用認定手数料※1
100㎡以内	25,000円	25,000円
100㎡超 200㎡以内	35,000円	34,000円
200㎡超 300㎡以内	45,000円	40,000円
300㎡超 500㎡以内	60,000円	47,000円

③構造計算書加算手数料

申請部分の床面積の合計	加算手数料	手数料額算出
100㎡以内	24,000円	※構造上2棟以上の場合は、各棟ごとの床面積で算出した額を合計して、①の確認申請手数料へ加算する。但し、2階戸建て住宅で当センター発行の性能評価書、長期使用構造の確認書又は戸建住宅耐震等級適合証明書が添付された場合を除く。
100㎡超 200㎡以内	28,000円	
200㎡超 300㎡以内	33,000円	
300㎡超 500㎡以内	44,000円	
500㎡超 1,000㎡以内	80,000円	
1,000㎡超 2,000㎡以内	98,000円	
2,000㎡超 5,000㎡以内	106,000円	
5,000㎡超 10,000㎡以内	166,000円	
10,000㎡超 50,000㎡以内	200,000円	
50,000㎡超	320,000円	

④省エネ基準適合審査(仕様基準)加算手数料 ※注 省エネルギー適合性判定手数料は別途掲載

申請部分の床面積の合計	加算手数料	手数料額算出
300㎡以内	18,000円	※2棟以上は、各棟ごとに加算する

④天空率の審査手数料加算額は、一律5,000円/区分とする。

⑤印刷製本の手数料加算額は、2,000円/件とする。

2. 検査手数料

①1号・2号検査申請手数料(複数棟の場合は、その床面積の合計)

申請部分の床面積の合計	完了検査申請手数料	中間検査申請手数料※2
100㎡以内	34,000円	26,000円
100㎡超 200㎡以内	48,000円	34,000円
200㎡超 300㎡以内	56,000円	39,000円
300㎡超 500㎡以内	78,000円	54,000円
500㎡超 1,000㎡以内	107,000円	74,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	140,000円	100,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内	243,000円	170,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	346,000円	243,000円
10,000㎡超	520,000円	260,000円

※ 中間検査申請手数料は中間検査を行う部分の床面積の合計(2階床とそれまでの下の各階の床面積の合計)で算定する。

②3号検査申請手数料(複数棟の場合は、その床面積の合計)

申請部分の床面積の合計	完了検査申請手数料
100㎡以内	28,000円
100㎡超 200㎡以内	40,000円
200㎡超 300㎡以内	50,000円
300㎡超 500㎡以内	60,000円

3. 建築設備・工作物

建築設備・工作物	建築確認申請	変更申請手数料	完了検査申請手数料
エレベーター	20,000円	10,000円	23,000円
小荷物専用昇降機	11,000円	7,000円	17,000円
工作物	22,000円	10,000円	17,000円

4. 確認を受けた計画の変更申請(規程第24条)に係る手数料

一 熊本県計画変更床面積算定準則に準じた床面積の算定方法による。

二 計画変更して建築する場合(移転する場合を除く。)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積。

ア 当該計画変更が直前の確認済証を(一財)熊本建築審査センターから受けている場合は、当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1

イ 当該計画変更が直前の確認済証を(一財)熊本建築審査センターから受けていない場合は、当該計画変更に係る部分の床面積

(なお、床面積を増加する部分については、ア、イそれぞれ当該増加部分の床面積で算定する。)

5. 建築物の移転・用途変更・模様替え等の手数料に係る床面積の算定

建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更をする場合の床面積は、当該移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。